

■ 考えられる論点項目

第1回資料6及び資料7に基づくご議論を踏まえ、消費者契約法の見直しの検討に向けて立法事実を収集・分析するための指標として、考えられる論点項目を記載したもの。今後の議論を踏まえ、さらに修正、整理していく。

テーマ		論点項目	
総論	消費者性・事業者性の明確化区分について (消費者契約性)(2条)	・消費者概念の在り方	
	消費者契約の内容の情報提供(3条1項)	・情報提供義務の在り方(法的性質、同義務違反の効果)	
不当勧誘	誤認	事業者の行為による誤認(「勧誘」)(4条1項、2項)	・勧誘要件の要否・在り方(インターネット上の広告等)
		不実告知(4条1項1号)	・告知要件の在り方
		断定的判断の提供(4条1項2号)	・断定的判断の提供の対象とすべき事項の在り方(「将来における変動が不確実な事項」要件)
		不利益事実の不告知(4条2項)	・先行行為要件の要否 ・故意要件の要否
		「重要事項」(4条4項)	・不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方(「重要事項」要件)
	困惑	不退去(4条3項1号)	・不退去・退去妨害以外の困惑類型(不招請勧誘、執拗な電話勧誘等)
		退去妨害(4条3項2号)	
	その他	第三者対抗要件(4条5項)	* 「善意」を「善意でかつ過失がない」とする改正(民法改正に伴う検討)
		媒介者、代理人の不当勧誘(5条)	・第三者による不当勧誘行為規制の在り方(「媒介」要件)
		取消権の行使期間(7条)	・適正な行使期間
		その他	・法定追認の適用除外の要否 ・不当勧誘行為の効果(不当利得返還の範囲、損害賠償請求権) ・不当勧誘行為に関する一般規定(適合性原則、状況の濫用、暴利行為等)
	不当条項	事業者の損害賠償責任を免除する条項(8条)	* 債務不履行の免責事由の議論に伴う改正(民法改正に伴う検討)(8条1項2号「故意又は重大な過失」) * 瑕疵担保責任の法的性質の変更・文言改正に伴う改正(民法改正に伴う検討)(8条1項5号、2項)
消費者が支払う違約金等の額を過大に設定する条項(9条1号)		・「解除に伴う」要件の要否 ・「平均的な損害の額」の意義 ・立証責任の転換	

テーマ		論点項目
	年 14.6%を超える遅延損害金を定める条項(9条2号)	・ 14.6%の適正性
	消費者の利益を一方的に害する条項(10条)	・ 前段要件の在り方(「任意規定の場合に比して、消費者の権利を制限し、又は義務を加重する」) ・ 後段要件の在り方(「民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一端的に害する」)
	その他	・ 不当条項リスト(ブラックリスト、グレーリスト)の追加の要否・在り方 ①人身損害について事業者の責任を免除又は制限する規定 ②消費者の同時履行の抗弁権・留置権を排除又は制限する規定 ③事業者に正当な理由なく自己の債務を履行しないことができるとする規定 ④消費者の相殺権を排除する規定 ⑤消費者の解除権・解約権を制限する規定 ⑥事業者に不相当な解除権・解約権を付与する規定 ⑦事業者に対する訴訟提起の期間を不相当に短くする規定 ⑧専属的裁判管轄合意規定 ⑨仲裁条項 ⑩金銭消費貸借契約の期限前弁済における利息相当額の賠償を求める規定 など
その他	約款規制	・ 規律の要否(定義、組入要件、不意打ち条項、約款の変更)
	解釈準則	・ 規律の要否
	抗弁の接続	・ 第三者型与信契約における抗弁の接続の規定の要否

「*」は、民法(債権関係)改正に連動して検討を要すると考えられる論点である。